

◎新潟県告示第902号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付金の返還に係る未収金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年7月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託を受けた者
東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
弁護士法人 一番町綜合法律事務所
- 2 委託した事務の範囲
新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付金の返還に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務
- 3 委託期間
令和3年6月22日から令和4年3月31日